

世田谷区北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課  
事務補助募集要領

1 職務内容

- (1) 健康づくり課健診事業等の事務補助に関すること。
- (2) その他、健康づくり課の業務に関し、所属長の指示する事項。

- 2 応募資格 健康づくり課事務補助の職務を遂行するにあたり、健康で職務に意欲のある方  
学歴不問・経験不問  
地方公務員法第16号の各号（下記参照）いずれも該当しない方

3 勤務条件

- (1) 任用期間等 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで  
※勤務実績等を考慮し能力実証を行った上で、翌年度に再度の任用をする制度があります。
- (2) 勤務日数 月7日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）以外の日）
- (3) 勤務時間 1日6時間勤務（休憩時間1時間）  
午前9時から午後4時までを基本としますが、健診により8時30分から午後3時30分の勤務があります。  
※勤務日の割り振りは、ご都合を考慮した上で決定します。
- (4) 勤務場所 北沢総合支所保健福祉センター 健康づくり課 事業係  
（世田谷区北沢2-8-18）
- (5) 報酬 月額 65,960円（地域手当相当分含む）  
※交通費別途支給  
※期末手当・勤勉手当 なし  
※常勤職員の給与改定に応じて、変更する場合があります。
- (6) 社会保険等 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 適用なし。
- (7) 公務災害補償等 公務災害補償等の適用となります。
- (8) 休暇 年次有給休暇その他条例等に規定する休暇等の制度あります。
- (9) 身分 地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく一般職員の非常勤職員（会計年度任用職員）
- (10) その他 ①地方公務員法上の服務に関する規定が適用となり、これに違反した場合は懲戒処分等の対象となることがあります。  
②勤務場所は、原則敷地内禁煙です。

- 4 募集人数 若干名

- 5 選考方法 第1次選考 書類選考  
第2次選考 面接（令和8年2月上旬(予定)）

## 6 選考結果

第1次選考の結果は、合否に関わらず全員の方に郵送します。令和8年1月29日（木）を過ぎても結果通知が届かない場合は、お問い合わせください。

## 7 申込方法

『世田谷区北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助採用選考申込書兼履歴書』、『世田谷区における勤務経歴等確認票』を下記の期間に郵送または持参してください。

### 【提出先】

〒155-8666 東京都世田谷区北沢2-8-18

北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事業係（北沢タウンホール9階）

### 【期 間】

郵送申込 令和7年12月19日（金）～令和8年1月16日（金）【必 着】

持参申込 上記郵送申込期間の月曜日から金曜日（土・日・祝日を除く）

午前8時30分～午後5時

※ ご提出いただいた申込書類の返却はできませんので、予めご承知おきください。

※ 『世田谷区北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助採用選考申込書兼履歴書』やその他の添付書類に記載の個人情報については、世田谷区個人情報保護条例および同施行規則に基づき適正に取り扱い、北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事務補助採用選考および採用事務の目的を遂行するために使用します。

### 【地方公務員法第16条（欠格条項）】

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

※ 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者は受験できません（心神耗弱を原因とするもの以外）。

お問合せ先

北沢総合支所保健福祉センター健康づくり課事業係

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18

電話 03-6804-9355

FAX 03-6804-9044